

昭和四十五年法律第八十四号  
障害者基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）  
第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条—第三十条）  
第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第三十一条）  
第四章 障害者政策委員会等（第三十二条—第三十六条）

附則 第一章 総則

(目的)

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものである。

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものである。我が国の理念にのつとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び國、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。  
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）。その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような活動又は社会生活における事物、制度、慣行、観念その他の（地域社会における共生等）

三 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生활するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)  
第四条 何人も、障害者に対する差別の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

第六条 国及び地方公共団体は、第一條に規定する社会の実現を図るために、前二条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の責務)  
第七条 国及び地方公共団体は、第一條に規定する社会の実現を図るために、前二条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのつとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

第八条 国民は、基本原則にのつとり、第一條に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第九条 国民の間に広く基本原則に関する关心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を開催する。

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならぬ。

第十二条 障害者週間は、十二月三日から十一月九日までの一週間とする。

第十三条 障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)  
第十一条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならぬ。

第十四条 障害者は、その他の関係者の意見を尊重するよう努めなければならない。

第十五条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者の他の関係者の意見を聞き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

第十六条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第十七条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第十八条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第十九条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第二十条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第二十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第二十二条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

第二十三条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画等」）を策定しなければならない。

六 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を開設している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

七 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

八 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

九 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

十 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十一 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十二 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十三 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十四 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十五 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十六 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

十七 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を開設している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。



(司法手続における配慮等)

**第二十九条** 国又は地方公共団体は、障害者が、行政事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他のこれに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。(国際協力)

**第三十条** 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

**第三十一条** 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

**第四章 障害者政策委員会等**  
(障害者政策委員会の設置)

**第三十二条** 内閣府に、障害者政策委員会(以下「政策委員会」という。)を置く。  
2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者基本計画に関して、第十一条第四項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 前号に規定する事項に関する意見を述べること。

三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。

と。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

**第三十三条** 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聞き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

**第三十四条** 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

3 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、総務省設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。(経過措置)

2 第七条の次に一条を加える改正規定の施行の経過措置

5 従前の總理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

一 都道府県障害者計画に関する事項(同条第九項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

一 障害者基本計画に関する意見を述べること。

二 前号に規定する事項に関する意見を述べること。

三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。

2 前項の合議制の機関の構成について定めること。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村(指定都市を除く。)は、条例で定めることにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

5 前項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることができる。

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一二月三日法律第九四号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)  
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

中央心身障害者対策協議会  
農政審議会  
林政審議会  
中小企业政策審議会  
観光政策審議会  
雇用審議会  
通商産業省  
厚生省  
農林水産省

海外移住審議会	恩給審査会	地域改善対策協議会	青少年問題審議会	統計審議会	公務員制度審議会
放射線審議会					内閣総理大臣
国民生活安定審議会					内閣総理大臣
外務省	科学技術庁	経済企画庁			内閣総理大臣

<p><b>(検討)</b></p> <p><b>第二百五十条</b> 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようには、とともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法別表第一に掲げるものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p><b>第二百五十二条</b> 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>附 則</b> (平成一六年六月四日法律第八〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日</p> <p>(別に定める経過措置)</p>
---	--

<p><b>第三十条</b> 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p>	<p><b>第三十条</b> 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p>
--	--

<p><b>第一条</b> この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月五日法律第九〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月五日法律第九〇号) <b>抄</b></p> <p>(施行期日)</p>
<p><b>第一条</b> この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百四十四条の規定 公布の日</p> <p>二 附則第六条の規定 一月六日から施行する。</p> <p>三 附則第七条の規定 第一号に掲げる規定の施行の日又は地方自治法改正法の公布の日</p> <p>いずれか遅い日</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十四年十月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者が</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十九号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>一 附則第六条の規定 一月六日から施行する。</p> <p>二 附則第七条の規定 第一号に掲げる規定の施行の日又は地方自治法改正法の公布の日</p> <p>いずれか遅い日</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>第二条</b> 国は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者が</p>

基本法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十七条第三項の表の改正規定に限る。)の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、第三条の規定は平成十九年四月一日から施行する。

**第三条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、障害者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**第四条** 地方自治法改正法の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。

**第二** 国は、障害者が地域社会において必要な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。